

尼崎市医師会 後援名義等許可に関する規程

(用語の定義)

第1条 後援、共催、協賛の定義は下記のとおりである。

- ①後援とは、そのイベントに社会的な信用を付与するための、名義使用の承認に限る場合をいう。
- ②共催とは、そのイベントを複数の団体で開催し、その主体のひとつとして運営に参加することをいう。
- ③協賛とは、そのイベントの趣旨に賛同し協力することで、名義使用の承認以外に金銭的援助も伴うことをいう。

(後援の許諾)

第2条 後援の許諾は、原則下記の①から④の条件を充たした場合に、理事会の決議によって行う。

- ①保健・医療・福祉の向上に寄与するものであること。
- ②特定の企業等のPR等、営利を目的としていないこと。
- ③特定の政党等の政治利用を目的としていないこと。
- ④主催者は医師会、医会、医療機関等、学会、教育機関、行政等の団体であること。もしくは「〇〇協会」や「〇〇の会」等規約によって非営利性が明確な団体であること。

(その他後援の許諾)

第3条 第2条の条件によらず、芸術・文化・スポーツに関連し公益性があるなど、医師会が後援するにふさわしいものと理事会で判断されたもの。

(共催の許諾)

第4条 共催の許諾は、原則第2条の①から④の条件を充たした場合に、理事会の決議によって行う。イベントに対しては共同主催となり、運営する団体のひとつとして参画する。

第2項 ただし前項の共同主催ではなく、単に名義貸しのための共催とするときは、所定の申請書にその旨を明記する。

(協賛の許諾)

第5条 協賛の許諾は、原則第2条の①から④の条件を充たし、かつ金銭的援助が必要と認めた場合に行う。但し、その許諾並びに金額は理事会の決議によって行う。

(申請)

第6条 後援・協賛の申請(依頼文)は従前とおり任意とする。また共催の申請は尼崎市医師会の所定の申請書(様式第1号)を使用する。

(改定)

第7条 この規程を改定しようとする時は、理事会の決議を経なければならない。

附則 この規程は平成31年3月19日より施行する。

共 催 申 請 書

年 月 日

尼崎市医師会
会長 東 文造 様

申請者

住 所 (〒)	
団 体 名	
代 表 者	印
連絡責任者	
電 話	

下記により事業を開催する計画において、尼崎市医師会の共催を受けたいので、申請します。

事業の名称			
事業の目的			
主催団体名			
会 場			
開催日時			
参加対象及び 予 定 人 数	人		
入 場 料 又は参加料	有 (円) ・ 無		
形 態 (□に✓を 入れて下さい)	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 共同主催 尼崎市医師会は、開催・運営団体のひとつとして参画する。 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 名義使用 ・名義使用のためのみとする。 ・尼崎市医師会は、企画、運営、経費負担等には参画しない。またイベント内での出来事、中止等についての責任は負わない。 </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 共同主催 尼崎市医師会は、開催・運営団体のひとつとして参画する。	<input type="checkbox"/> 名義使用 ・名義使用のためのみとする。 ・尼崎市医師会は、企画、運営、経費負担等には参画しない。またイベント内での出来事、中止等についての責任は負わない。
<input type="checkbox"/> 共同主催 尼崎市医師会は、開催・運営団体のひとつとして参画する。	<input type="checkbox"/> 名義使用 ・名義使用のためのみとする。 ・尼崎市医師会は、企画、運営、経費負担等には参画しない。またイベント内での出来事、中止等についての責任は負わない。		

◎添付書類

- (1) 事業実施計画書又は趣意書、(2) チラシ、ポスター等、(3) 団体規約又は会則等